

千葉県告示第407号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関から辞退の届出があったので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年5月11日

千葉市長 神谷 俊一

【病院・診療所】

名称	住所	辞退年月日
ながしま整形外科	千葉県美浜区若葉3-1-38 幕張ベイパークメディカルセンター101	令和5年2月28日